8. 法・条例に基づく届出件数等

(1) 水質汚濁防止法による特定事業所数

/ 	~ 7	_ ^	_ ^	4
(半瓦	21	年 3	月 3	1日現在)

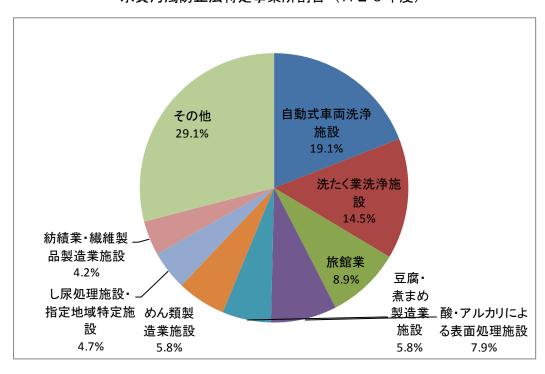
Whitehall I while a state of the state of th	
畜産食料品製造業施設2水産食料品製造施設1保存食料品製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設2有機質肥料製造施設1めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1	†
水産食料品製造施設2保存食料品製造業施設1小麦粉製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設1有機質肥料製造施設1めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1	1
保存食料品製造業施設1小麦粉製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設1有機質肥料製造施設3豆腐・煮まめ製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1	3
小麦粉製造業施設2パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設1有機質肥料製造施設3めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設15	2
パン・菓子製造・製あん業施設3飲料製造業施設1有機質肥料製造施設3めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設15	1
飲料製造業施設2有機質肥料製造施設3めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1	2
有機質肥料製造施設1めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設15	3
めん類製造業施設3豆腐・煮まめ製造業施設3冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設15	2
豆腐・煮まめ製造業施設 3 冷凍調理食品製造業施設 3 紡績業・繊維製品製造業施設 2 新聞業・出版業・印刷業または製版業施設 1	1
冷凍調理食品製造業施設3紡績業・繊維製品製造業施設2新聞業・出版業・印刷業または製版業施設1	31
紡績業・繊維製品製造業施設 22 新聞業・出版業・印刷業または製版業施設 15	31
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設 15	3
Whitehall I while a state of the state of th	22
無機化学工業制具制造業施設 2	5
示版L于工术表明表坦术/// 2	2
発酵工業施設 1	1
医薬品製造業施設 3	3
ガラス製品製造業施設 5	5
生コンクリート製品製造業施設 3	3
砕石業施設 4	4
非鉄金製造業施設 1	1
金属製品製造業・機械器具製造業施設 7	7

(1227 中 0 7 1 0 1 日 9 1	<u> </u>
種類	計
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	42
電気めっき施設	5
旅館業	47
弁当仕出屋または弁当製造業	2
飲食店に設置されるちゅう房施設	8
そば店等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	77
自動式フィルム現像洗浄施設	13
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	6
自動式車両洗浄施設	101
科学技術の業務の用に供する施設	30
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	5
し尿処理施設	7
下水道終末処理施設	2
特定事業場から排出される水の処理施設	1
指定地域特定施設(注 1)	25
△=1	E20

合計 530

(注1) …処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法特定事業所割合(H26年度)



(2) 水質汚濁防止法に基づく届出件数

H26 年度

種類	件数
設 置 届	29
使 用 届	2
構造等変更届	13
廃 止 届	38
汚濁負荷量測定手法届	0
氏名等変更届	40
承 継 届	5

(3) 大気汚染防止法に基づく届出件数

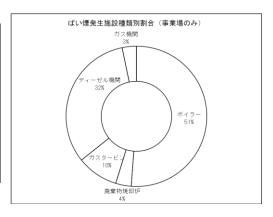
H26 年度

発生施設	設置届	10 件		
ばい煙	構造等変更届	0 件		
一般粉じん	廃止届	10 件		
特定粉じん 承継届		1 件		
休止届		0 件		
	10 件			
通知(電気事業法に基づく届)		31 件		
通知(ガス事業法に基づく届)		0 件		
特定粉じん排出等作業実施届		9 件		
定置型内燃機関に係る届け		0 件		

ア.ばい煙発生施設種類別割合(事業場のみ)

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

施行令別表第一の項番号	種類	計
1	ボイラー	172
13	廃棄物焼却炉	12
29	ガスタービン	32
30	ディーゼル機関	109
31	ガス機関	11
	合計	336



イ.一般粉じん発生施設

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

施行令別表第二の項番号	種類	計
2	堆積場	1
3	ベルトコンベア・	2
	バケットコンベア	
4	破砕機•摩砕機	1
5	ふるい	0
	合計	4

(4)騒音規制法に基づく届出 各種届出件数

特定施設数

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	11
使用届	0
数等変更届	19
氏名等変更届	48
使用全廃届	13
承継届	6
合計	97

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	787	木材加工機械	111
送風機等	2637	抄紙機	0
土石用破砕機等	78	印刷機械	399
織機	1675	合成樹脂用射出成形機	556
建設用資材製造機械	7	鋳型造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	6272

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4 月	13	10 月	11
5 月	9	11 月	17
6 月	10	12 月	10
7月	8	1月	13
8 月	10	2 月	12
9 月	5	3 月	21
		合計	139

(5) 振動規制法に基づく届出 各種届出件数

特定施設数

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

種類	件数
設置届	11
使用届	0
数等変更届	8
氏名等変更届	30
使用全廃届	8
承継届	2
合計	59

施設の種類	数量
金属加工機械	1185
圧縮機	650
土石用破砕機等	81
織機	619
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	157
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	431
鋳型造型機	1
合計	3127

特定建設作業の届出数

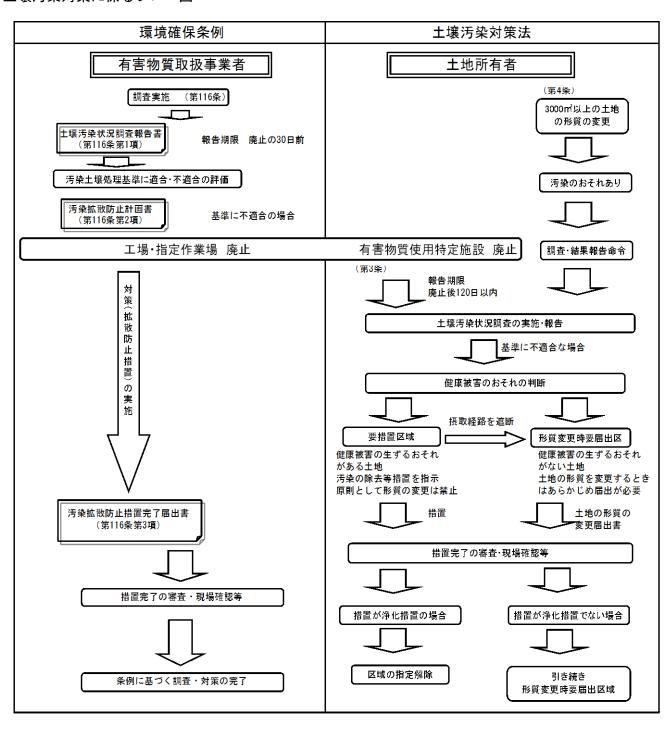
月	件数	月	件数
4 月	10	10 月	10
5月	6	11 月	15
6 月	7	12 月	7
7 月	4	1月	9
8月	8	2 月	12
9 月	5	3 月	15
		合計	108

(6) 土壤污染対策調査実施件数

調査実施件数

項目	都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例(環境確保条例)			土壤汚染対策法				
年度	条例 116 条	条例 116 条 猶予	拡散防止 計画書	拡散防止 完了届	法3条	法 3 条 ただし書	法4条	法 14 条
H24	14	1	0	5	3	5	0	1
H25	22	5	0	3	9	9	0	0
H26	19	5	0	0	4	9	0	1

土壌汚染対策に係るフロ一図



土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
+ r = + /	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地において
カドミウム	は、米1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき 0.05 mg以下であること。
7U. (71) =	検液1Lにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限
砒(ひ)素 	る。)においては、土壌1kg につき 15 mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき 0. 0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
수무	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg未
銅	満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

(7) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可および届出件数

工場設置認可および変更認可件数の推移

種類			年度	22	23	24	25	26
設	置	認	可	13	8	13	17	12
変	更	認	可	12	17	17	19	28

工場の各種届出件数の推移

年 度	22	23	24	25	26
完 成 届	6	6	8	17	9
廃 止 届	29	35	48	79	77
承 継 届	3	13	9	23	26
氏名等変更届	48	60	53	119	101
事故届等	0	0	0	0	0
取り下げ願	0	0	0	0	0
特定工場における公害防 組織の整備に関する法律	10	4	7	8	6

指定作業場の各種届出件数の推移

種類		年度	22	23	24	25	26
設	置	届	23	13	21	27	32
変	更	届	11	21	10	19	17
承	継	届	16	28	29	7	11
氏名	3 等 変	更 届	34	54	77	89	59
廃	止	届	17	22	22	31	21

適正管理化学物質使用量等報告件数

在 類	24	25	26	
適正管理化学物質	142	133	134	
使用量等報告提出	142	133	134	
化学物質管理方法書提出	11	18	46	

地下水揚水施設

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	63	64	55	182
井戸本数	72	85	62	219